

平成30年3月16日
福島県農林水産部
(畜産課)

福島県産原乳の出荷制限指示の解除状況について

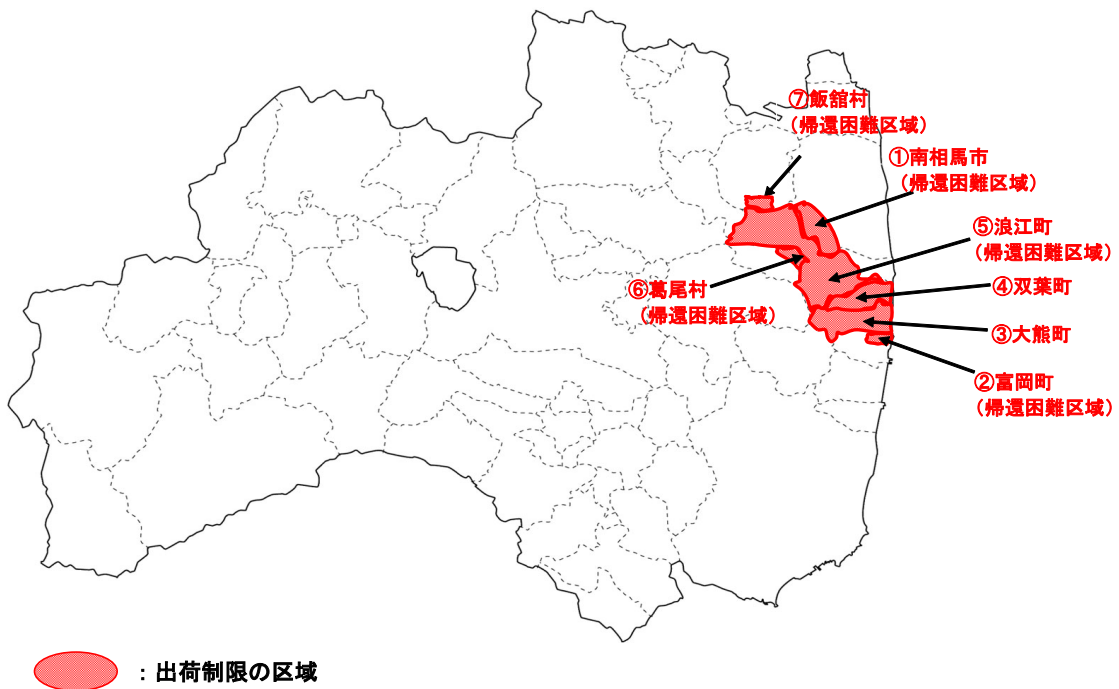
平成23年3月21日付で原子力災害対策特別措置法に基づく農産物の出荷制限が指示された本県産原乳は、食の安全に最優先に取り組んだ酪農家・関係者の努力により、下記のとおり一部市町村を除き出荷制限の指示が解除されています。

記

1 出荷制限区域(平成30年3月16日以降)

国から出荷制限の指示がされている区域

南相馬市(帰還困難区域)、富岡町(帰還困難区域)、大熊町、双葉町、浪江町(帰還困難区域)、葛尾村(帰還困難区域)、飯館村(帰還困難区域)



2 これまでの国からの出荷制限指示解除の経過

解除年月日	解除区域
平成23年3月21日	原子力災害対策本部長は、本県（全市町村）において産出された原乳について出荷を差し控えるよう、原子力災害特別措法に基づき指示
平成23年4月4日	原子力災害対策本部は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を公表
平成23年4月8日	喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町
平成23年4月16日	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（旧都路村を除く区域）、白河市、いわき市、国見町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、大玉村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
平成23年4月21日	相馬市、新地町
平成23年5月1日	南相馬市の一部（原町区及び原子力発電所から半径20kmの範囲を除く区域）、川俣町（山木屋を除く区域）
平成23年6月8日	南相馬市（原町区）、田村市（旧都路村のうち原子力発電所から半径20kmの範囲を除く区域）、川内村（原子力発電所から半径20kmの範囲を除く区域）
平成23年10月7日	会津若松市、桑折町、天栄村、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、檜葉町（原子力発電所から半径20km圏内を除く区域）
平成28年12月26日	平成28年12月現在、避難指示区域外となっている田村市（原子力発電所から半径20km圏内の区域）、南相馬市（帰還困難区域を除く区域）、檜葉町（原子力発電所から半径20km圏内の区域）、川内村（原子力発電所から半径20km圏内の区域）、葛尾村（帰還困難区域を除く区域）
平成30年3月16日	平成29年4月現在、避難指示区域外となっている川俣町（山木屋の区域）、富岡町（帰還困難区域を除く区域）、浪江町（帰還困難区域を除く区域）、飯館村（帰還困難区域を除く区域）